

## 2. 301・302 コンピュータ演習室

### 利用料金

プリンタ	サイズ	カラー／モノクロ	1セットの枚数	1セットの料金
カラーレーザープリンタ	A 4、A 3	カラー	4枚	200円
		モノクロ	20枚	200円

### 印刷枚数について

毎年4月に、全学生に対し、当該年度に有効な印刷枚数を設定します。

プリンタ	学 科	カラー
カラーレーザープリンタ	プロダクトデザイン学科	320枚
	視覚デザイン学科	90枚
	美術・工芸学科	320枚
	建築・環境デザイン学科	320枚

※視覚デザイン学科はデジタルデザインアトリエの無料ポイントが設定されるため、印刷枚数が調整されています。

さらに印刷枚数を追加したい場合は、事務局にある「301・302 演習室プリンタ使用申請書」に必要事項を記入し、必要料金分の証紙を貼付しての上で、教務課に申し込んでください。

### 印刷枚数設定までのスケジュール

印刷枚数の設定は週1回です。余裕を持って申し込んでください。

- 申込締切：毎週水曜日 13:00
- 印刷枚数設定日時：締切日当日 19:00 まで

### 印刷枚数に関する注意事項

- 印刷枚数は年度末にクリアされます。返金はできませんので自分の残枚数をよく確認した後、申請してください。

## 4 健康管理・ 学生相談

医務室  
学校感染症  
医療機関の利用  
学生保険  
学生相談室  
修学特別支援室  
その他相談

## 医務室

医務室では、ケガや心身の健康に関する対応を行っています。  
次のような時に利用してください。

- カッターでのケガ、熱中症など、応急処置が必要なとき
- 少し横になり、一時的な休養を取りたいとき
- 体温や体重など各種の身体に関する計測を行いたいとき
- 体調不良が続くなど、健康に関する心配事があるとき
- 悩み事があり相談したいとき
- どの医療機関で受診したら良いか相談したいとき など

### 〈利用可能時間〉

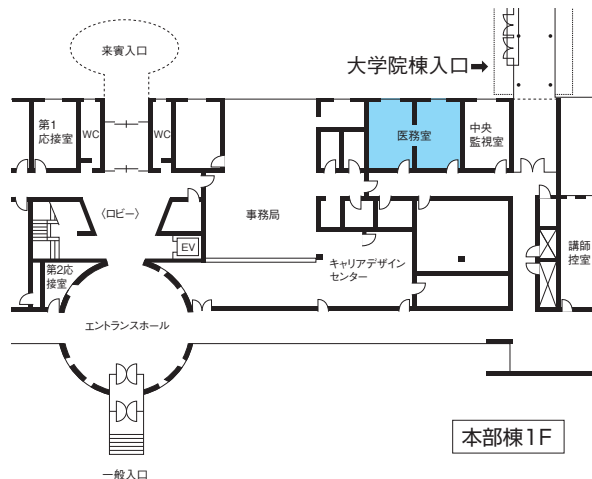
月曜日～金曜日 9：00～17：00

### 〈利用可能設備・機器・備品〉

- ベッド 2床
- 身長計、体重計、体脂肪計、血圧計、体温計、絆創膏や湿布などの消耗品、各種保健関係の書籍やパンフレット

### 〈利用方法〉

医務室前の壁面に「呼び出しボタン」がありますので、利用する際はそれを押してください。担当職員が対応します。



### ■定期健康診断

毎年度初めに、学校保健安全法に基づき、全学生を対象とした定期健康診断を行います。この定期健康診断は、各人の健康状態を的確に把握し、疾患のある者を早期に発見し、適切な治療方法の指導を行うものです。

なお、就職活動時、または大学院進学時等に必要な健康診断書は、この定期健康診断結果に基づき発行します。そのため、受診しなかった場合は、大学から健康診断書を発行できません。

### ■健康相談

相談内容については秘密を厳守しますので、安心して相談してください。

#### (1)医務職員による健康相談

事務局に医務専門の職員がおり、心身の健康や健康管理方法に

ついて、随時相談に対応しています。希望者は医務室利用時間に訪ねてください。

## (2)内科医による「カラダの健康相談」

学校医である内科医の藤田俊夫先生（長岡赤十字病院）が定期的に来学し、みなさんの健康に関する相談を受けます。次のような場合に利用してください。

- 体調で気になることがある
- 健康診断の結果について詳しく知りたい
- 食事・運動・休息のとり方について知りたい
- 病気やケガ、薬について知りたい

### 相談日

毎月2回 月曜日 10:00～12:00

※来学日は医務室（学生支援課）で確認してください。

### 申込方法

予約制です。次のいずれかの方法で申し込んでください。

- (1): 0258-21-3381（学生支援課直通）へ電話
- (2): (imushitsu@nagaoka-id.ac.jp)へメール
- (3): 直接医務室（学生支援課）へ

## 学校感染症

### 予防すべき感染症について

74ページに学校感染症の一覧を示します。インフルエンザをはじめ、これらの感染症において大学内で一人でも感染者が発生すると、大学内外において集団感染の危険性があります。

### 診断されたら

学校保健安全法に定められる学校感染症にかかった場合、または疑いのある場合には登校せず速やかに近隣の主治医または医療機関で診察を受けてください。

診断を受けた場合は登校禁止となります。医療機関の指示に従い感染の危険がなくなるまで自宅療養し、学生支援課（0258-21-3381）に電話で連絡してください。

症状が緩和したら、主治医に学校感染症治癒証明書（パレット、ホームページよりダウンロード）、または医療機関等発行の証明書や診断書を作成してもらい、速やかに教務課に提出してください。必要な手続きにより「公欠」の対象として認められます。

- 大学所定の書式は医療機関等発行の診断書に比べ発行手数料が安価、もしくは無料となります。
- 医療機関等発行の診断書を提出する場合には、出席停止期間を明記してもらってください。
- 治癒証明・診断書は、医務室、学生支援課および担当教員が共有し、原則として第三者に開示いたしません。ただし、学内集団感染において緊急を有する場合、法令に基づく場合、第三者（長岡保健所など）に開示することがあります。

感染症による授業の欠席については、履修ガイドを参照してください。

### 予防・感染拡大防止のために

- ◎インフルエンザ等は流行前に予防接種を受けましょう。
- ◎外出後は手洗い・うがいを励行してください。
- ◎人ごみをなるべく避けることも大切です。
- ◎十分な睡眠、バランスのとれた食事で体力の低下を防ぎましょう。
- ◎咳エチケット（咳が出るときはマスクをつける）を守りましょう。
- ◎咳・熱（37.5℃以上が目安）・下痢など体調不良があるときは早めに受診してください。
- ◎不安なことがあれば気軽に医務室へ相談してください。

〈学校感染症一覧〉

	感染症名	出席停止期間	
第1種	エボラ出血熱、ジフテリア、ペスト、SARS、特定鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症などの重篤なもの	治癒するまで	
	インフルエンザ	発症後5日経過し、かつ解熱後2日を経過するまで	ただし、医師より感染の恐れがないと認められたときは、この限りではない
第2種	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで	
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで	
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで	
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫れが出た後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	感染のおそれがないと認められるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認められるまで		
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 (感染性胃腸炎など)	医師が感染のおそれがないと認めるまで	

## 医療機関の利用

### 遠隔地被扶養者証

医療機関を利用するときは、健康保険証を忘れないでください。  
 家族と離れて生活する者は、事故や病気に備えて、必ず「遠隔地被扶養者証」（健康保険証）の交付を受けてください。交付申請手続には「在学証明書」が必要ですので、事務局にある「各種証明書交付願」により申し込んでください。ただし、個人別のカード型健康保険証の場合は不要です。

### 大学周辺の医療機関（市外局番 0258）

長岡赤十字病院（総合病院）	28-3600	森下皮膚科医院	27-9777
長岡西病院（総合病院・精神科あり）	27-8500	小林真紀子レディースクリニック（婦人科）	27-7755
新保内科医院	25-8282	たけだ眼科医院	27-5015
さいとう医院（内科）	28-1158	西脇耳鼻咽喉科医院	20-5115
戸内整形外科クリニック	27-9987	阿部歯科医院	29-1800

### 休日・夜間の診療

日曜・祝日に急病やけが等をしたときは、長岡市健康センターの休日・夜間急患診療所（幸町2-1-1 さいわいプラザ内 ☎0258-37-1199）を利用してください。

## 学生保険

### 学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任保険

この保険は、学生が教育研究活動中に被った種々の災害に対する、被害者救済の措置として設けられた全国規模の災害補償制度です。  
 本学では、みなさんがより安心して授業や課外活動などの教育研究活動に専念できるよう、入学時に全員が加入しています。

万一事故に遭った場合は、学生支援課に速やかに届け出て下さい。届け出が遅れると保険金が支払われないことがあります。

#### 《保険金が支払われる場合》

大学の教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合。ただし、「病氣」はこの保険の対象なりません。

また、学生が教育研究活動中に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負担することになった場合。

対象範囲	内容
正課中	講義、実験、実習、演習による授業を受けている間、課題制作中
大学行事中	大学の主催するオリエンテーション、学位記授与式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間
(課外活動を行っている間以外で) 大学施設内にいる間	授業間の休憩中あるいは昼休み中など、課外活動を行っている間以外で大学の施設内にいる間
大学施設外で大学に 届け出た課外活動中	大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動、または体育活動を行っている間
通学中、 施設間移動中	大学の授業、大学行事または課外活動へ参加するために、合理的な経路および方法により、住居と大学施設等を往復する間、または大学施設等相互間を移動する間

#### 学生生活総合保険

本学では、正課・課外活動中・通学中の事故を対象とした前述の二種の保険に全学生が加入していますが、この保険では私生活での

事故によるケガや疾病は補償の対象とはなりません。

生活が多様化している中で、交通事故はいうまでもなく、アルバイト中あるいはアパート生活での事故も予想されます。そこで本学では、不測の事態に備え、日常生活のケガや疾病等広く学生生活をカバーする、学研災に付帯する学生生活総合保険を案内しています。

なお、この学生生活総合保険のパンフレット等は学生支援課で配布しています。

## 学生相談室

学生相談室では、学生生活を送っていく中で出会う様々な問題について、カウンセラー（臨床心理士の三浦かおり先生）がみなさんのお話をうかがいます。話してみることが解決の第一歩です。希望に応じて性格検査も行います。グループでの相談も大丈夫です。気軽に利用してください。

みなさん、こんなことはありませんか？

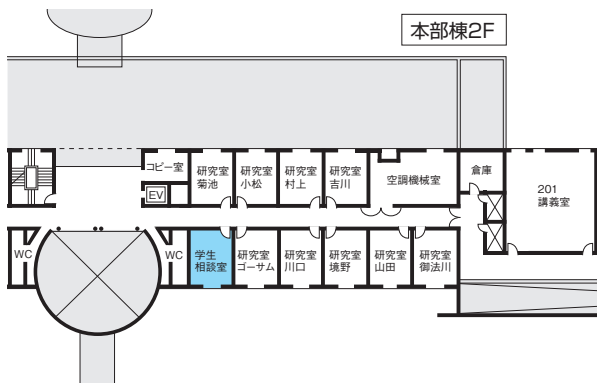
- ・友人と上手くいかない
- ・人の視線が気になる
- ・緊張感がとれない
- ・家族についての悩み
- ・イライラしている
- ・大学に来る元気がでてこない
- ・自分について理解を深めたい
- ・食欲がなかったり、食べすぎてしまう
- ・大学生活になじめない
- ・対人関係が苦手
- ・気分が沈みがち
- ・夜眠れない
- ・なんとなくやる気がでない

相談日

水曜日・金曜日 10:00～18:45 8コマ（1コマ50分）

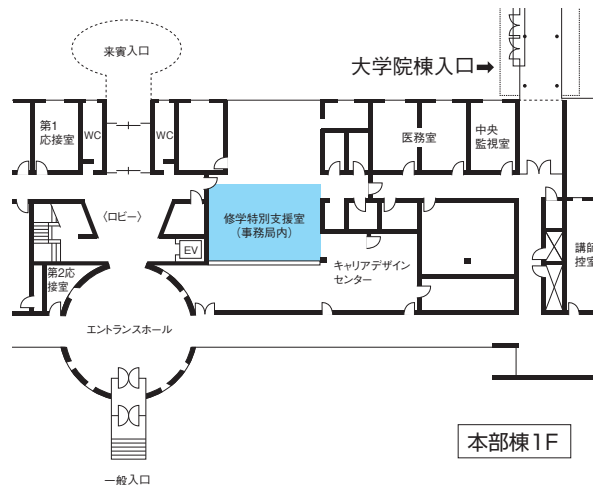
申込方法

予約制で72ページの「カラダの健康相談」と同様です。



## 修学特別支援室

修学する上で様々な困難を抱えている学生の相談窓口です。困難を抱えている学生が実りある学生生活を送るため、一緒に考え、支援を行います。まずは修学特別支援室（場所：事務局内 ☎0258-21-3381）へ相談してください。



### 障がいのある学生の修学支援

障がい（身体障がい、精神障がい（発達障がいを含む）等）のある学生をはじめ修学支援を要する学生に対する窓口です。修学特別支援室では、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら学生生活を送ることができるよう、支援を行います。支援を希望する学生は、修学特別支援室まで気軽に相談してください。

#### 〈障がい学生支援の流れ〉

- 1 事前（初回）相談・支援申請
  - 修学特別支援室職員に相談する。
  - 支援の提供を希望する場合は「修学支援申請書」を提出する（本人→修学特別支援室）。

## 2 支援実施にむけての調整

- 修学支援申請書に基づき、修学特別支援室職員と面談を実施する。  
修学特別支援室は必要に応じて学科長やホームルーム担任と連携し、支援内容を具体的に検討する。
- 修学特別支援室が作成した「修学支援計画書」について、学生本人及び保護者で支援内容を確認する。

## 3 支援開始

- 修学支援計画書に基づき、支援の提供を受ける。

## 4 支援の検証、再調整

- 修学特別支援室は、原則的に半期ごとに学生本人（保護者も含む場合あり）と振り返りを行う。  
支援内容が適切であったか、修正点の検証、来期の支援継続の希望の有無について双方で話し合う。

# その他相談

## ホームルーム

本学では、教員と学生、また学生同士が互いに緊密な人間的交流をもちながら学ぶという趣旨のもと、入学と同時にホームルームに配属します。ホームルーム担任は、履修、進路、大学生活全般に関してみなさんをサポートします。個人的な悩み等について相談したいことがある場合、または相談したいことがなくても、気軽にホームルーム担任の研究室を訪問してください。

## オフィスアワー

オフィスアワーとは、教員（専任教員）が学生の質問・相談等に応じるためにあらかじめ特定の場所に待機する時間帯のことです。その時間帯であれば、学生は基本的に予約なしでその先生を訪れることができます。

本学では前・後期とも授業期間にオフィスアワーを設定しており、

待機時間、教員の待機場所はパレットに掲載されています。質問・相談等に活用してください。

## ハラスメントに関する相談

ハラスメントとは、不適切な言動により他者の人権を侵害する行為です。その行為をした者の意図や認識の如何にかかわらず、受け手の意に反する不適切な言動が存在したか否かが基準となり判断されます。

本学では、ハラスメントの防止等に関する規程及び対策マニュアルにより、ハラスメントの防止・適切な対策に努めています。

### 〈セクシュアル・ハラスメントとは〉

教職員同士、学生同士、教職員と学生の間において相手方を不快にさせる性的な言動（＝性的な関心や欲求に基づく言動）をいいます。これには、異性に対するものだけではなく、同性に対するものも含まれます。

### 〈アカデミック・ハラスメントとは〉

教職員がその職務上の地位や権限、その他人間関係等の優位性を不当に利用して、学生等に対して行う指導の適正な範囲を超えた研究・教育上または修学上の不適切な言動（＝学生の修学上の環境を害する言動）をいいます。個人の受け取り方によっては、指導上必要な指示や注意を不満に感じたりすることもあります。適正な範囲で行われている場合には該当しません。

ハラスメントを受けていると感じたら、ひとりで悩んだりせず、すぐに誰かに相談することが重要です。

本学では、ハラスメントに関する苦情申立や相談（苦情相談）に対応する相談窓口を設けています。相談窓口では、学生支援課の職員及びカウンセラーが相談員として相談に応じます。

## 2 支援実施にむけての調整

- 修学支援申請書に基づき、修学特別支援室職員と面談を実施する。  
修学特別支援室は必要に応じて学科長やホームルーム担任と連携し、支援内容を具体的に検討する。
- 修学特別支援室が作成した「修学支援計画書」について、学生本人及び保護者で支援内容を確認する。

## 3 支援開始

- 修学支援計画書に基づき、支援の提供を受ける。

## 4 支援の検証、再調整

- 修学特別支援室は、原則的に半期ごとに学生本人（保護者も含む場合あり）と振り返りを行う。  
支援内容が適切であったか、修正点の検証、来期の支援継続の希望の有無について双方で話し合う。

# その他相談

## ホームルーム

本学では、教員と学生、また学生同士が互いに緊密な人間的交流をもちながら学ぶという趣旨のもと、入学と同時にホームルームに配属します。ホームルーム担任は、履修、進路、大学生活全般に関してみなさんをサポートします。個人的な悩み等について相談したいことがある場合、または相談したいことがなくても、気軽にホームルーム担任の研究室を訪問してください。

## オフィスアワー

オフィスアワーとは、教員（専任教員）が学生の質問・相談等に応じるためにあらかじめ特定の場所に待機する時間帯のことです。その時間帯であれば、学生は基本的に予約なしでその先生を訪れることができます。

本学では前・後期とも授業期間にオフィスアワーを設定しており、

待機時間、教員の待機場所はパレットに掲載されています。質問・相談等に活用してください。

## ハラスメントに関する相談

ハラスメントとは、不適切な言動により他者の人権を侵害する行為です。その行為をした者の意図や認識の如何にかかわらず、受け手の意に反する不適切な言動が存在したか否かが基準となり判断されます。

本学では、ハラスメントの防止等に関する規程及び対策マニュアルにより、ハラスメントの防止・適切な対策に努めています。

### 〈セクシュアル・ハラスメントとは〉

教職員同士、学生同士、教職員と学生の間において相手方を不快にさせる性的な言動（＝性的な関心や欲求に基づく言動）をいいます。これには、異性に対するものだけではなく、同性に対するものも含まれます。

### 〈アカデミック・ハラスメントとは〉

教職員がその職務上の地位や権限、その他人間関係等の優位性を不当に利用して、学生等に対して行う指導の適正な範囲を超えた研究・教育上または修学上の不適切な言動（＝学生の修学上の環境を害する言動）をいいます。個人の受け取り方によっては、指導上必要な指示や注意を不満に感じたりすることもあります。適正な範囲で行われている場合には該当しません。

ハラスメントを受けていると感じたら、ひとりで悩んだりせず、すぐに誰かに相談することが重要です。

本学では、ハラスメントに関する苦情申立や相談（苦情相談）に対応する相談窓口を設けています。相談窓口では、学生支援課の職員及びカウンセラーが相談員として相談に応じます。



〈相談から解決への流れ〉

相談者

相談窓口

相談員

相談内容など秘密は  
厳守されます

ハラスメント相談窓口への申立書の提出

ハラスメント対策委員会

解決方法

- 1 通知 相談者の意向に基づき、匿名または記名で相手方にその特定の行為について苦情相談があったことを通知し、問題の解決を図ります
- 2 調整 相談者と相手方の間を公平な立場で調整し、問題の解決を図ります
- 3 調査 事実関係の公正な調査に基づき、ハラスメントの有無について判断し、結果を相談者と相手方に報告して問題の解決を図ります

\*解決に向けて、相談者・関係する学生等に不利益が生じないよう、十分な配慮をします  
(二次被害を含む)

\*解決方法により、相談者・相手方・関係者に対して事実確認のための事情聴取を行います

ハラスメントの判定結果により、必要に応じて「懲戒」を検討します

問題の改善・解決へ

フォローアップ、再発防止の取り組み

## 5 災害や緊急時の 対応

学内で災害に遭った時の対応  
傷病者を発見した時の対応